

陳情第16号	平成26年11月5日受理
付託委員会	総務常任委員会
件名	UR賃貸住宅を公共住宅として維持・発展させることを求める意見書提出に関する件
陳情要旨	
<p>政府は昨年末（2013年12月24日）、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」を閣議決定し、私たちの住むUR賃貸住宅（公団住宅）についても新たな改革方針を示しました。方針は、一口で言うと歴代政権が出してきた「改革方針」が、UR賃貸住宅の縮小・売却・民営化を求めてきたことを実情に合わないとしてしりのけ、今後はUR都市再生機構を維持してその中身を最大限の収益を上げることを目指す組織に変革するとしています。この方針のもと家賃収益を最大限増加させるために家賃改定ルールを改定、減額特別措置の見直しなどに着手しようとしています。</p> <p>今、団地居住者の過半数は、高齢世帯・年金生活者であり、公営住宅対象階層です。UR賃貸住宅は公営住宅の肩がわりをしていることは政府・URを含めて公知の事実となっています。貴市におきましても、UR賃貸住宅（公団住宅）が市民の居住の安定に大きな役割を果たしているのではないのでしょうか。</p> <p>「閣議決定」は、私たちの居住の安定に大きな不安をもたらしています。秋の臨時国会か来年の通常国会に関係法案が提出されようとしています。貴議会としてぜひUR賃貸住宅を公共住宅として維持・発展させることを求める意見書を政府・関係機関に提出していただきたく陳情をするものです。</p> <p>機構賃貸住宅は、法制上「住宅セーフティネット」に位置づけられ、機構法に関する衆・参の附帯決議は、「居住者に過大な負担にならない家賃への配慮」を求めています。</p> <p>以上の趣旨に御理解賜り、内閣総理大臣、国土交通大臣並びに都市再生機構理事長に対し、下記要望事項についての意見書等を提出していただきたくお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 賃貸住宅居住者の置かれている生活実態に配慮し、居住の安定を図ること。 2. 機構は高家賃引き下げ負担軽減を図るとともに、空き家の解消に努めること。 	

と。

3. 低所得高齢者の居住安定と子育て世帯等への施策を含め、公共住宅としてふさわしい家賃制度の確立及び家賃改定ルールの抜本的見直しを行うこと。